

保護者様

新型コロナウイルスに関連する出席停止のお知らせ

水道町保育園

新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法により他の園児にうつるおそれのある期間は、登園できません。ご家庭においては、かかりつけ医等と適宜相談の上、療養等の適切な対応をお願いします。なお、登園の際には、下記の療養解除届を記入し、保育園に提出をしてください

令和 年 月 日

療養解除届(新型コロナウイルス感染症用)

水道町保育園

組

氏名

保護者名

1 発症日 月 日 (※無症状の場合は検査実施日)

2 療養期間 月 日 ~ 月 日

3 療養解除日 月 日

保護者の方へ

新型コロナウイルス感染症は出席停止期間の基準が定められています。この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登園することはできません。下記の表に発症日等を記入し、療養期間を確認してください。

(発症から5日間が経過し、かつ症状軽快後1日経過していること)

<確認表>

1 発症後5日間経過したのち、登園可能となる場合

発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	登園開始日
(例) 5/10	5/11	5/12 解熱	5/13	5/14 症状軽快	5/15	5/16 登園可能

2 療養期間が延長となり、症状軽快後1日を経過したあと登園可能となる場合

発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	登園開始日
(例) 5/10	5/11	5/12	5/13	5/14 解熱	5/15	5/16 症状軽快	5/17	5/19 登園可能

- ・保護者の方が記入し、医療機関に記入を求めないでください。
- ・療養後登園するにあたり、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。